

(従たる事業所に関する経過措置)

第二十三条 指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が、指定生活介護の事業、指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行う場合において、施行日において現に存する分場（整備省令による改正前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第七十九号）第五十一条第一項並びに旧知的障害者更生施設等指定基準第六条第一項及び第四十七条の十第一項に規定する分場をい

い、これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）を指定生活介護事業所、指定自立訓練機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場台については、当分の間、第七十九条第二項（第百五十七條、第百六十七條、第百七十七條、第百八十七條及び第百九十九條において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者（サービスマニエール管理責任者を除く。）のうち一人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事するものでなければならない。

○厚生労働省令第七十二号  
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十四条の規定に基づき、障害者自立支援法に基づき指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条—第三条）  
第二章 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準  
第一節 人員に関する基準（第四条・第五条）  
第二節 設備に関する基準（第六条）  
第三節 運営に関する基準（第七条—第五十六条）  
附則  
第一章 総則

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十四条第一項の基準及び同条第二項の指定障害者支援施設等の事業の設備及び運営に関する基準については、この省令の定めるところによる。

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
- 二 施設障害福祉サービス 法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスをいう。
- 三 支給決定 法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。
- 四 支給決定障害者 法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者をいう。
- 五 支給量 法第二十二條第四項に規定する支給量をいう。
- 六 受給者証 法第二十二條第五項に規定する受給者証をいう。
- 七 支給決定の有効期間 法第二十三條に規定する支給決定の有効期間をいう。
- 八 指定障害福祉サービス 法第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。
- 九 指定障害福祉サービス等 法第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。
- 十 指定障害福祉サービス事業者等 法第二十九條第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。

十一 指定障害者支援施設等 法第三十四條第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。  
十二 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第二十九條第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用）法第二十九條第一項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額をいう。

十三 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額をいう。  
十四 法定代理受領 法第二十九條第五項の規定により支給決定障害者が指定障害者支援施設等に支払うべき指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者に代わり、当該指定障害者支援施設等に支払われることをいう。  
十五 常勤換算方法 指定障害者支援施設等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害者支援施設等において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定障害者支援施設等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。  
十六 昼間実施サービス 指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。

（指定障害者支援施設等の一般原則）  
第三条 指定障害者支援施設等は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立つた施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。  
3 指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準  
第一節 人員に関する基準  
（従業者の員数）

第四条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 生活介護を行う場合  
イ 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。  
(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員  
(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)から(ハ)までに掲げる平均障害程度区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(イ)から(ハ)までに掲げる数とする。  
(イ) 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除した数以上  
(ロ) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数以上  
(ハ) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数以上  
二 看護職員は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。  
(三) 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。
- (四) 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。